

笛吹市避難行動要支援者 台帳作業マニュアル



笛 吹 市

もくじ

I はじめに	1
II 基本方針	2
1. 取組みの基本姿勢	
2. 自助、共助、公助の係による支援	
3. 災害の種別	
III ことばの説明	3
1. 要配慮者	
2. 避難行動要支援者	
3. 地域支援者	
4. 避難支援等関係者	
IV 取組みの流れ	4
V 地域での取組み	5
1. 取組み準備	
2. 作業手順	
(1) 個別訪問	
(2) 必要な支援内容の把握(訪問時)	
(3) 避難支援方法の検討	
(4) 個別計画の策定	
(5) 防災訓練や見守り活動の実施	
VI 注意すること	8
1. 名簿情報の取扱い	
2. 要支援者への接し方	
VII 災害が発生したとき	12
1. 地震の避難支援	
2. 風水害の避難支援	
VIII Q&A	14

I はじめに

平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

また、他方で、地域防災を支える消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多くの支援者も犠牲となりました。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できることや、避難行動要支援者本人からの同意を得て平常時から消防機関や行政区役員、民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することなどが定められました。

笛吹市においても平成25年の災害対策基本法の改正を受けて、従来の手挙げ方式による台帳整備方法に替えて、平成27年度から災害時要援護者登録事業として、より積極的な高齢者や障がい者等の要配慮者対策を進めております。

また、令和3年において、近年の大規模地震や異常気象の頻発、激甚化を踏まえ、平時から要支援者を把握し、地域で情報を共有するために作成した避難行動要支援者台帳がより実効性のある台帳として機能するよう、避難行動要支援者事業を見直しました。

今回策定した『笛吹市避難行動要支援者台帳作業マニュアル』は、上記の法改正を受けて、従来の手挙げ方式による『笛吹市災害時要援護者支援登録作業マニュアル』を全面的に改定し作成したものです。

要介護者や障がい者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要です。

住民の皆様には、災害発生時においては地域の支援が、適切かつ円滑に要支援者に届くことを目的に一人でも多くの生命が守れる安心安全なまちづくりのため、この『笛吹市避難行動要支援者台帳作業マニュアル』をもとに平常時から地域で取り組んでいただきたいと思います。

Ⅱ 基本方針

1. 取組みの基本姿勢

～顔の見える関係作り～

地震や風水害などによる大規模災害は、人間の力では食い止めることはできませんが、日頃の備えによって減らすことができます。

なかでも地域の人たちで助けあう共助は、減災への不可欠な取り組みといえます。いざという時に地域の助け合いを実現するためには、日頃から隣近所で互いに顔の見える関係を築いておくことが重要です。

そのため、この避難行動要支援者台帳作業マニュアルにおいても、互いに顔の見える関係を築いていくことを基本的な姿勢として取り組みます。



顔の见えない関係



顔の見える関係

※ 災害時の避難支援の実効性が高い。

2. 自助、共助、公助の連係による支援

～平常時からの自分の備え・地域の備えが命を守ります～

災害時には地域支援者や近所の方も被災することがあります。名簿に記載されていても必ずしも避難支援をすぐに受けられるとは限りません。

従って平常時から自らの命を守るための準備(自助)を怠らないことや地域のつながりを活かした支え合い(共助)を大切にする必要があります。

その土台のうえに国・県・市などによる公的支援(公助)が連係することで、大切な命を守ることができます。



3. 災害の種別

～災害の種別によって、適切な避難支援の方法が違います～

災害の種別によって、適切な避難支援の方法が違います。そのため災害の種別により具体的な避難支援の方法を地域で検討します。

地震⇒ 予測が困難で避難の時間的余裕がない。

風水害⇒ 一定の状況予測が可能で避難の時間的余裕がある。

Ⅲ ことばの説明

・要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のことです。

・避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方のことです。(※R3.11月における市の対象者は下図の通り)

区 分
要介護1～5
身体障害者手帳1～2級（内臓疾患除く）
身体障害者手帳1級 腎臓疾患(透析患者)
療育手帳A
精神障害者保健福祉手帳1～2級

※その他、支援を必要と判断し、申請を行った方

・地域支援者

災害時に実際に避難行動要支援者の避難支援を行っていただく方のことです。

・避難支援等関係者

災害時に避難行動要支援者を支援することの同意が事前に得られた団体のことをいいます。(※下図参照)

笛吹市避難支援等関係者

- (1) 笛吹市消防本部
- (2) 山梨県警察本部(笛吹警察署)
- (3) 笛吹市民生委員・児童委員
- (4) 笛吹市社会福祉協議会
- (5) 行政区役員(自主防災組織)

IV 取組みの流れ

市が実施

1

避難行動要支援者の同意確認・登録申請

● 平常時から個人情報に関係者へ情報提供することについて、市が本人の意思を確認し、登録希望者については登録票を提出してもらいます。



2

同意者一覧表の提供

● 新規に同意した方の情報のみ、関係者である行政区役員（自主防災組織）および笛吹市民生委員・児童委員に提供します。



区が実施

3

個別計画の策定
(地域での取組み)

● 行政区役員（自主防災組織）および笛吹市民生委員・児童委員が協力し、登録希望者の現況確認をしていただき、必要に応じて登録情報の更新を行います。



4

新たな避難行動要支援者台帳の提供

● 市が新規に同意した方を含めた最新の台帳を関係者に提供します。



※

平常時

防災訓練や見守り活動の実施

● 防災訓練で実際に避難行動を取ったり、平常時から互いに顔の見える関係を築きます。



※

災害時

災害時の避難支援の実施

● 避難行動要支援者の避難支援を実行します。



V 地域での取組み

1. 取組み準備

(1)知る

台帳情報から地域全体の避難行動要支援者を把握・確認する。



(2)役割分担

行政区役員(自主防災組織)および笛吹市民生委員・児童委員で個別訪問をすることなどについて役割分担を図る。

2. 作業手順

(1)避難行動要支援者の現況確認

(a)必要な支援内容の把握

(b)避難支援方法の検討

(c)個別計画の策定

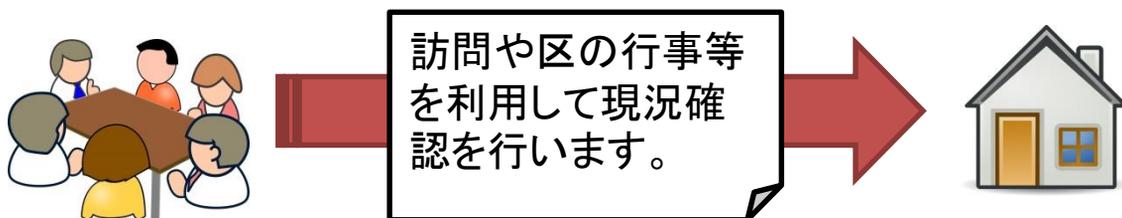
(2)更新情報があった場合に、避難支援等関係者及び市と情報共有

(3)防災訓練や見守り活動の実施

V 地域での取組み

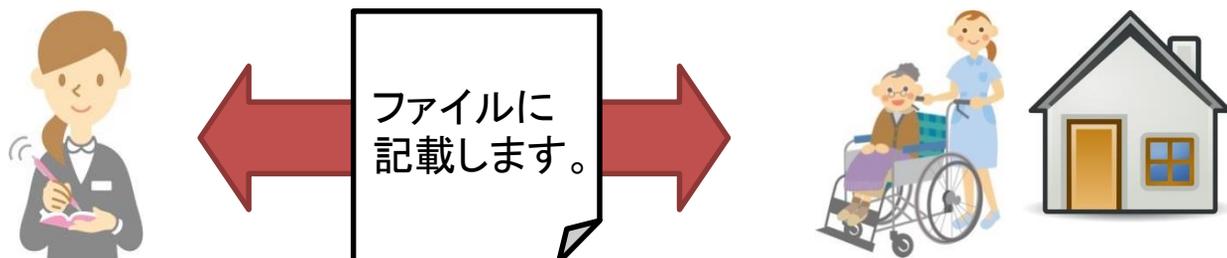
(1) 避難行動要支援者の現況確認

- ファイルに記載のある方の現況確認を行います。



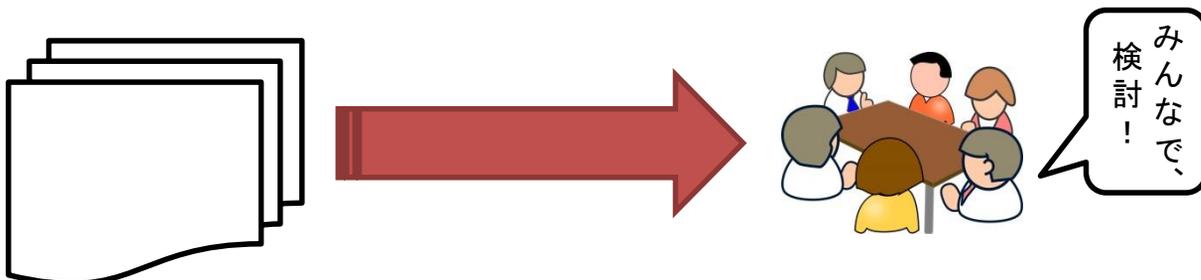
(a) 必要な支援内容の把握

- 実際に登録されている住所に住んでいるのか等、現況の確認を行います。
- 追記事項が出れば、ファイルに書き加えます。



(b) 避難支援方法の検討

- 行政区役員(自主防災組織)および笛吹市民生委員・児童委員と地域支援者で具体的な支援方法を検討しましょう。



V 地域での取組み

(c) 個別計画の策定

- 災害の種別ごとに一時避難場所を確認し、避難行動要支援者の状況に応じ避難支援方法を決めていきましょう。

(2) ファイルの登録情報に更新(変更)があった場合、避難支援等関係者及び市と情報共有

- ファイルの内容から変更があった場合(転出・死亡、その他情報の更新(変更)等)については、福祉総務課又は各支所までご連絡をお願いいたします。
- 避難支援等関係者間での情報共有を行います。

(3) 防災訓練や見守り活動の実施

- 地域の防災訓練等で実際に避難支援を行ってみましょう。
- 日頃から声かけや見守り活動により顔の見える関係を築きましょう。

VI 注意すること

1. 個人情報の取扱い

- 同意者一覧表や台帳には、個人情報が記載されていますので、紛失等をしないように取扱いには、十分注意してください。

2. 要支援者への接し方

- 外見からは障がいなどがあることが分かりにくい方もいます。また、一人ひとり必要な支援や対応の仕方などは異なります。困っているなと思ったらまず声をかけたり、手伝ってよいか、また、何をしてほしいのかを聞いてみましょう。

要介護者の方

●特徴

個人差はありますが、全身の身体機能が低下し、環境の変化に適應する能力が減退したり、自力での移動ができにくい方がいます。また、加齢に伴う慢性疾患の管理が必要な方も多いです。

●接するとき

本人ができることは尊重し、相手のペースに合わせ見守りましょう。また、相手の話を傾聴することが大切です。日によって体調や心の状態が変化することがあるので留意しましょう。

●避難支援

- ・情報を伝達し避難支援などをしてくれる支援者を確保する。
- ・車いすやリヤカーなどの移動手段と支援者を確保する。

VI 注意すること

視覚障がいのある方

● 特徴

見えない方と見えにくい方がいます。見えにくい方の中には、見える範囲が狭い方や色の区別がつかない方、まぶしさを強く感じる方などがいます。

● 接するとき

視覚障がいの方の身体を急に引っ張ったり、身体を押ししたり、杖を持ったりしないでください。説明するときや移動時などは、「こちら」「あちら」などではなく「前に5歩」など具体的に説明しましょう。

盲導犬が同行している方の場合、盲導犬は杖と同様なので一定の配慮が必要です。

● 避難支援

- ・音や言葉により、周辺の状況を説明する。
- ・安全な場所へ避難支援してくれる支援者を確保する。

聴覚障がいのある方

● 特徴

聴力に障がいがあり、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。また、聴力には障がいがなく音声は聞こえるものの、言葉として正しく認識できない方もいます。

● 接するとき

文字や図などの視覚情報を活用した状況説明に努めましょう。手話や筆談のほか、話し手の口の動きや表情で内容を読み取ることができる方もいるので、事前に最適なコミュニケーション手段を確認しましょう。

● 避難支援

- ・文字や色などの視覚による認識手段を提供します。
- ・筆談が可能となるよう、筆記用具を携帯します。
- ・必要に応じて、手話のできる人を確保する。

VI 注意すること

肢体不自由のある方

● 特徴

上肢(腕や手)や下肢(足)に切断や機能障害がある方、姿勢保持などが困難な方がいます。自力歩行や素早い避難が困難で、車いすや杖などが必要な方や、歩行が不安定で転倒などの危険性が高く見守りなどが必要な方もいます。

● 接するとき

車いすを使用されている場合は、立った姿勢で話されると上から見下ろされているように感じるため、同じ目線で話すようにしましょう。

● 避難支援

・車いすやリヤカーなどの移動手段と支援者を確保する。

内部障がいのある方

● 特徴

内部機能(心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼうこう・直腸, 小腸, 肝臓など)に障がいがある方がいます。また、常時、人工呼吸器や酸素ボンベなど医療機器を必要とする方もいます。

● 接するとき

外見からは障がい分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくい状況にあります。また、定期的な通院・治療が必要となる方や身体的な行動が制限される方もいるため、負担をかけない対応が必要となります。

● 避難支援

・車いすやリヤカーなどの移動手段と支援者を確保する。
・外見では分かりにくいので周知が必要です。

VI 注意すること

知的障がいのある方

●特徴

知的な遅れがあり、社会生活に適応しにくい方がいます。複雑な話や抽象的なことが理解しづらかったり、一度に複数の指示をされると混乱してしまう方がいます。

●接するとき

短い文章で「明確に」「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、おだやかな口調で声をかけましょう。また、文字や絵などを組み合わせて理解しやすい方法で情報を伝えましょう。

●避難支援

- ・気持ちを落ち着けながら安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどの対応ができる人を確保しておく必要があります。
- ・障がいの状況は人により様々です。本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておく必要があります。

精神障がいのある方

●特徴

日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方がいます。外見からは障がいが分かりにくく、また、障がいのことを他人に知られたくないと思っている方もいます。

●接するとき

あいまいな表現は控え、不安を和らげ、気持ちを落ち着かせるようにシンプルで具体的な説明をしましょう。

●避難支援

- ・精神疾患の状況は人により様々です。本人及び支援者が症状等の情報を周囲に伝えられるようにしておく必要があります。
- ・服薬の中断をきたさないように本人及び支援者は注意することが必要です。

Ⅶ 災害が発生したとき

災害が発生した時に避難が必要な場合は、地域支援者や避難支援等関係者は、可能な範囲で避難行動要支援者への情報提供・避難支援・安否確認などをお願いします。

1. 地震の避難支援

地震は、予測が困難で避難の時間的余裕がありません。第1に地域支援者自身と家族の安全確保をしたうえで、避難行動要支援者の避難支援を行います。

避難支援の方法

- 自宅に行き、声をかけて安否の確認をする。
- 安全な場所まで避難行動をとる。
- 避難場所では声かけをする。
- 避難場所・避難所では避難行動要支援者情報の引継ぎをする。



VII 災害が発生したとき

2. 風水害の避難支援

風水害は、一定の状況予測が可能であり、避難の時間的余裕があります。第1に地域支援者自身と家族の安全確保をしたうえで、避難行動要支援者の避難支援を行います。

避難支援の方法

- 気象情報や市から発令される避難情報などを電話等で情報伝達する。
- 早めに安全な地域へ避難行動をとる。(水平避難)
- 危険な状況では自宅2階などに避難する。(垂直避難)
- 避難場所・避難所では避難行動要支援者情報の引継ぎをする。
- 避難場所では声かけをする。



VIII Q&A

Q1 避難行動要支援者台帳(ファイル)の情報はどこまで共有しているのか？個人情報なので共有するとき不安である。

A1 避難行動要支援者台帳への登録の際には、避難支援等関係者(地域支援者、行政区(自主防災組織)の役員、民生委員・児童委員、笛吹市社会福祉協議会、山梨県警察本部(笛吹警察署)、笛吹市消防本部等)への情報提供について、平時から情報提供することに対する同意確認を行っております。

行政区役員の定義については、各区の組織体制により差はあるかと存じますが、区長、区長代理、ブロック(組)長等、区の役割を担っている方までの情報共有を想定しています。

Q2 市には住民基本台帳など、個人情報があると思うが、それなのにわざわざ現況確認をする必要があるのか？

A2 住民基本台帳は、住民の方が市役所で変更しない限り、住所地等の情報は更新されません。そのため、施設等に入所された方など、住民票上の住所を変更していない場合もあります。

市役所では、避難行動要支援者台帳登録者の方の、施設への入所・入院等を把握することは困難なため、地域の皆様に御協力をいただき、もしもの際の避難支援時に、実際には住んでいらっしゃらない方への支援等に時間を割くことが無いよう現況確認をお願いしています。

また、お亡くなりになってしまった方についても同様で、ファイルの一斉更新は年に一度のため、市からの最新ファイルが届くまでの間は、お手元にあるファイルに記入するなどして、最新の情報を反映させていただきたいと思っております。